

ヒルフェ通信(4月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆3月1日(土)東京都立中央図書館セミナー・相談会参加報告

令和7年3月1日(土)、東京都立中央図書館にて「はじめて学ぶ遺言セミナー」が開催されました(主催:東京都行政書士会法教育推進特別委員会、後援:東京都行政書士会港支部、公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ、協力:東京都立中央図書館)。

講師を務めたのは、東京都行政書士会法教育推進特別委員会山賀良彦委員長(ヒルフェ会員)で、遺言の基礎知識、種類、書き方、遺言書がなかった場合の遺産分割協議書作成例の紹介がありました。遺言書は早めに作成することが非常に重要であり、併せて、自分の情報や希望、遺言書の有無を記載しておくことの必要性について説明がありました。ここで、港支部副支部長・ヒルフェ港地区の黒澤聡子会員から、意思を伝える「みちしるべノート」(ヒルフェ発行)の紹介があり、エンディングノートに類似するこのノートは、法的な効力はないものの、ご自身の情報や遺言の有無、成年後見制度、介護、医療等の意思を伝え叶えるための大切な資料となる紹介されました。

この日の参加者は21名で、若い年代の方々も多く、熱心に聴講されていました。終了後は相談会が行われ、遺言、相続、成年後見等に関する5組の相談に、東京会、港支部会員の皆様とともに対応しました。

超高齢社会を迎え、相続に関する法改正が行われるなかで、事前に準備できることについて知っておくことの重要性を伝える有意義なセミナーでした。(常任理事 寺田康子)



◆3月4日(火)葛飾区社会福祉協議会 成年後見センター主催の終活講座

昨年末、葛飾区社会福祉協議会 成年後見センター(以下「葛飾社協」と記載)より、区民向けにシリーズで行っている、「終活講座」の一環で、3月4日(火)に「将来への備え方～任意後見制度～」というテーマで講義してしていただけませんか?というご依頼をいただきました。葛飾社協からは、2019年にも同じような形で、区民向けセミナー講師のご依頼をいただいたことがあり、2度目となります。

当日は、まず葛飾地区の田中健夫地区リーダーより、ヒルフェの概要の紹介をいただき、前半はヒルフェ広報部より高山が、パンフレットやヒルフェホームページからの資料を使って、主に「任意後見制度」についてお話させていただきました。「成年後見制度とは?」という入口から、「法定後見制度と任意後見制度の大きな違い」「任意後見制度の流れ」「支援する人はどんな人か」「どんな支援ができるのか」「費用はどんな費用がどのくらいかかるか」など、一般の方が知りたいと思われることをお話しました。また、任意後見制度の流れの中では、継続的見守り契約や財産管理等委任契約、死後事務委任契約についても触れ、死後事務委任契約についての注意喚起もさせていただきました。

後半では、葛飾地区の高城仁美会員が「任意後見制度をおすすめしたい人」というタイトルで、まずは、自分で自分のことを決めることのすばらしさ、意思決定支援の大切さといったお話から、任意後見契約の発効前と発効後、発効すべきタイミングや、後見人等ができること、できないこと、任意後見のメリット、デメリットなどを、具体的な例を交えながらたいへんわかりやすくお話されました。

受講された皆様は、やはり関心の高い方が自主的に来られているせいか、真剣に、時にはうなずきながら熱心に聴講されていました。質問も、死後事務委任の業者の選び方や、任意後見制度で取り消し権が使えないことについてなど、鋭い質問をいただき、本部より来られた齊藤常任理事にもご対応いただきました。

葛飾社協からのご依頼は、ヒルフェHPのお問い合わせ窓口からでした。ちょうどこの後、品川区社会福祉協議会からも同様の依頼をいただきました。HPを窓口、このような機会を大切に、地区と協力しながら少しずつ広げていけるよう、活動を続けて参りたいと思います。

(広報担当理事 高山久美子)